

第1章 計画の背景と目的

1. 計画の背景および目的

八代市（以下、「本市」）は、平成17年に旧八代市、旧坂本村、旧千丁町、旧鏡町、旧東陽村、旧泉村の1市2町3村で市町村合併を行い、市営住宅の供給、定住（移住）支援、中心市街地における優良な住宅の供給等の施策を講じてはいるものの、合併後の市全体の総合的な施策の構築までには至っていない状況にあります。

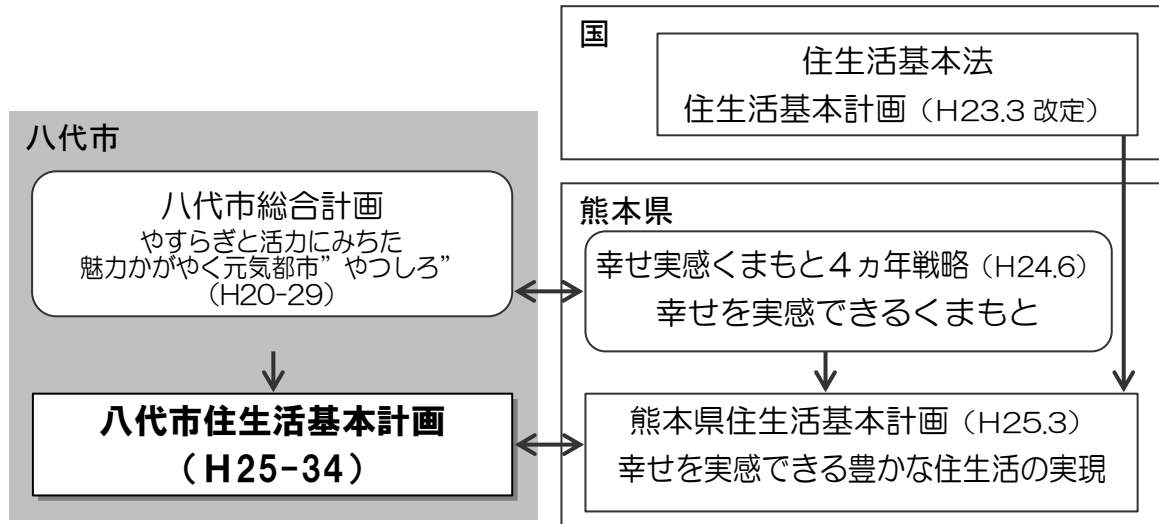
なお、我が国は少子高齢社会および人口減少時代が本格的に到来している中で、平成18年6月に、国民の豊かな住生活の実現に向けて住生活基本法が制定され、平成23年には一部改正されました。これにより、住宅関連施策は、量の確保から質の向上へと施策の転換がはかられています。

また、それを踏まえて、国が「住生活基本計画（全国計画）」を示し、平成18年度に「熊本県住生活基本計画」が策定されています。

したがって、本市の地域特性、住宅事情などから住生活の安定向上に関する課題を明らかにし、国や県の既定計画に基づきながら、目指すべき住まい・まちづくりの方向性とその実現に向けた具体的な施策及び成果指標を設定することにより、本市における住宅関連施策を計画的、総合的に推進するための基本となる「八代市住生活基本計画（以下、「本計画」）」を策定するものとします。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国・熊本県が定める「住生活基本計画」に即するとともに、「八代市総合計画」の住宅分野における個別計画と位置づけ、併せて福祉関連施策などと連携を図るものです。



3. 目標年次

本計画は、平成 25 年度から 10 年間を対象とし、中・長期的な視点から本市の住まい・まちづくりの目標と施策方針を整理します。

なお、社会経済情勢の変化や上位・関連計画等の変更により、本計画の見直しが必要になった場合は、適宜、改定を行います。

4. 計画の構成

本計画の構成は以下の通りです。

